

海外商流構築支援事業 よくある質問（ver4：20250410）

No	質問	回答
1	【申請要件】 2か年申請の2年目が春（4～6月）に終了する場合、その年の助成金に新規で申請することは可能でしょうか。	・本事業は、年度単位で採択しているため終了後の当該年度は申請をすることはできません。 ・複数の展示会等への出展を希望する場合は、前もって計画の上、申請時に明記するようにしてください
2	【申請要件】 当社は海外に現地法人があるのですが、日本への輸出しかできない業態となっています。そのため、本社が営業活動を行う必要がありますが、このような場合でも申請はできませんか。	・現地でのライセンスにより、営業活動ができないケースが想定されますので、実態に応じて判断します。 ・質問の場合は、申請対象となり得ます。
3	【海外市場調査事業】 オンラインによる市場調査も可能とありますが、現地渡航しない申請でも問題ないでしょうか。	・現地渡航を必須としておりませんので申請問題ありません。 ・例えば、1年目：オンライン調査、2年目：現地渡航調査といったハイブリッドの申請も可能です。
4	【海外市場調査事業】 交付決定後に、自社都合で市場調査先を変更することは可能かどうかでしょうか。	・助成事業の内容変更は原則認められないため、申請書に記載のない全く別の国を追加することはできません。 ・個別事案については変更理由により判断させていただきます。
5	【海外販路開拓事業：①海外見本市出展】 展示会出展において、令和5年度までは2㎡未満は市場調査、2㎡以上は見本市出展と分かれていましたが、面積の要件はどうなったのでしょうか。	・本助成金では、面積によらず見本市出展と定義しました。 ・単独出展と共同出展の別によらず見本市出展として申請ください。
6	【海外販路開拓事業：①海外見本市出展】 既に交付決定済みの見本市への出展について、自社の都合で出展する展示会を変更したいが問題ないか。	・助成事業の内容変更は原則認められないため、出展する展示会の変更も基本的に認められません。 ・展示会自体が中止、もしくは延期になった場合には、出展対象の変更が認められます。その他、個別事案については変更理由により判断させていただきます。

No	質問	回答
7	【海外販路開拓事業：②輸出用商品の開発ならびに改良】 『具体的な商流相手（見込み先）があり、開発（改良）後に現地またはオンラインにより、商談等を行う必要があります』とありますが、商品開発後に商談ができなかった場合はどうなるのでしょうか。	・単なる商品開発を支援するものではなく、商品開発から商談までを一気通貫でサポートさせていただくことが目的です。 ・したがって、商談等が実現しなかった場合は原則対象外となり、それまでにかかった経費の助成を行うことはできません。 ・ただし、真にやむを得ない場合も想定されますので、顛末書を提出いただき、内容により判断を行います。
8	【海外販路開拓事業：③海外向け認証取得】 『具体的な商流相手（見込み先）があり、開発（改良）後に現地またはオンラインにより、商談等を行う必要があります』とありますが、認証取得後に商談ができなかった場合はどうなるのでしょうか。	・5. と同一回答。
9	【海外展開加速化事業】 現地での販促活動は、必ず当社も渡航しないといけませんか。	・メーカーと現地側が一緒に活動することが効果的と考えますので、同行した販促活動を想定しております。 ・ただし、現地渡航を必須とはしていませんので、実施内容を審査会において案件ベースで判断します。
10	【助成対象経費①：謝金】 外部専門家に業務を依頼する場合、年間契約は対象ですか。	・助成対象事業にかかる期間での個別契約としていただく必要があります。
11	【助成対象経費②：旅費その1】 令和5年度までの助成事業では、国内交通費や現地移動費まですべてを見ていたが、海外商流構築支援事業は異なるのでしょうか。	・現地販促活動や商品開発など、制度を拡充するに伴い、一部見直しをさせていただきました。
12	【助成対象経費②：旅費その2】 対象経費となる航空券代金はチケット価格のみでしょうか。	・チケット本体価格のみではなく、サーチャージ等を含めたすべての経費を対象とすることができます。 ・精算にあたっては、消費税・空港使用料・観光税等を控除して計算しますので、採択時に交付される手引きを確認ください。
13	【助成対象経費②：旅費その3】 プレミアムエコノミークラスやビジネスクラスのチケットを取った場合、助成は受けられませんか。	・予約時点でのエコノミー料金が確認できる資料を用意いただければ、エコノミー相当分を助成することが可能です。 ・確認できる資料がない場合は、助成対象外となります。

No	質問	回答
14	【助成対象経費②：旅費その4】 プレミアムエコノミークラスの方がエコノミークラスよりも安いフライトがあるのですが、その場合でもプレミアムエコノミークラスは対象外となりますか。	・プレミアムエコノミークラスの方が安価であれば、経済的に合理性があると判断されますので、対象となります。 ・その場合には、比較ができる資料を用意してください。
15	【助成対象経費③：旅費その5】 例えば、展示会出展で申請した場合、展示会以外にも市場調査や既存のクライアント訪問を併せて行うことはできますか。またその場合の旅費の取り扱いはどうなるのでしょうか。	・出張行程としては、あるべき内容と拝察しますが、本事業はあくまで当該事業における必要最低限の部分を助成対象としています。 ・実績報告時には出張行程を提出いただき、自社用務に該当する部分は当該日数分を控除して助成対象経費を決定します。
16	【助成対象経費③：委託費】 令和5年度までと令和6年度で委託費の要件が変わりましたか。	・委託費の要件を以下に変更しています。 【令和5年度まで】 委託費を除く助成対象経費の1／2以内 【令和6年度から】 金額の要件なし ・これはクラウドファンディング等の手法を想定した際に、金額の制限が適当でないと判断したためです。 ・その代わりに、委託費が全体経費の1／2を超える場合は委託内容について、申請書内で詳細に説明する必要があります。
17	【助成対象経費④：通信運搬費】 展示会出展におけるサンプル輸送費は助成対象となりますか。	・サンプル輸送費は助成対象としております。 ・ただし、サンプルとして輸送したものや数量等を確認しますので、実績報告時にインボイスの提出をお願いします。 (No Commercial Value等でサンプルであることを確認) ・数量や内容に疑義があった場合は、助成対象として否認される場合があります。

No	質問	回答
18	【助成対象経費⑦：広告宣伝費】 インターネット広告やCM広告を行う際に、一定期間の広告掲載を委託する場合、月額支払いは可能ですか。	・本事業に係る契約期間分について、一括払いにて支払いをしてください。
19	【助成対象経費⑨：商品開発費】 商品デザインの経費について、社内でデザインを行った場合は、対象経費として計上は可能でしょうか。	・社内で行った場合、発生する経費としては人件費となりますが、本助成事業では人件費を対象としていないため、対象外経費となります。デザインを外注に出し、発注書・請求書等が取得できる場合は対象経費とすることが可能です。
20	【助成対象経費：⑩販売促進費】 販促物を作った場合は、製作分すべてが助成対象経費となりますでしょうか。	・製作量ではなく、実際の使用量で判断します。 ・受払等で確認できるエビデンスを必ず残してください。
21	【事前着手制度】 事前着手制度について、経費内容が旅費・宿泊費であり、事前着手が提出されている場合は、宿泊日や渡航日が交付決定日以前でも可能でしょうか。	交付決定日以前に実際の宿泊や渡航を行うことは不可です。事前着手できるのは宿泊の予約や渡航のための航空券の予約と、予約に伴う支払いのみで、実際の宿泊や渡航は交付決定日以降である必要があります。